

方向性 1

避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換

- ・仮設トイレのし尿の収集は、発災後の道路状況やバキュームカーの台数等を勘案すると継続的な運用が難しく、過去の災害と同様の問題が本市でも発生することが懸念されます。
- ・避難所におけるトイレ対策は、本市の強みである下水道管きよの耐震化や避難所における開設不要型応急給水拠点の整備状況を活かし、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを主軸とした対策に転換していきます。
- ・発災初動期から衛生的なトイレ環境を迅速に確保するため、状況に応じた複合的な対策を実施します。

取組① マンホールトイレの整備

整備箇所

全ての市内指定避難所**150避難所**（既に整備済みの24避難所を除く。）及び5区役所※

整備規模

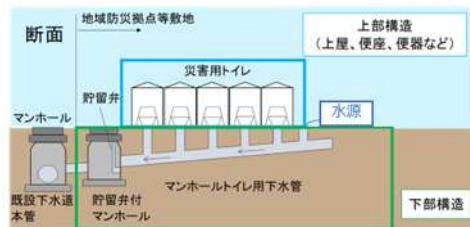
災害時に想定されるトイレ利用者数やマンホールトイレ整備に向けた基礎調査の結果等を勘案し、1箇所あたり最低5穴、最大10穴の整備を基本とする。

整備スケジュール

令和8年度から整備に着手し、おおむね令和13年度を目途に工事完了を想定

※川崎区役所は民間ビルのため、宮前区役所は庁舎移転の検討の状況を踏まえて整備を検討するため、除きます。

マンホールトイレの整備イメージ



地中に埋設した排水管が下水道につながっています。



平常時の
マンホールトイレ

東日本大震災での使用状況
（東松島市）※国土交通省

取組② マンホールトイレ整備後の効果的な管理・運用

平常時から市内の民間事業者と連携し、マンホールトイレ整備後の定期点検や設置訓練を実施することで、発災時にも速やかに衛生的なトイレ環境を確保できる体制を構築します。

取組③ 携帯トイレを活用した複合的な対策の実施

発災時、マンホールトイレの設置については一定程度の時間を要することから、発災初動期においては、通常使用しているトイレに携帯トイレを設置して使用することを原則とし、マンホールトイレの設置後は、状況に応じて携帯トイレを併用して使用するなど複合的な対応を行うことで、衛生的なトイレ環境を確保していきます。このため、避難所における必要な量の携帯トイレの確保に努めていきます。